

新旧対照表

現行	改正	備考
「週休2日制モデル工事」試行要領（令和5年8月 富山県土木部）	「週休2日制モデル工事」試行要領（令和5年11月 富山県土木部）	<u>語句の修正</u>
<p>1 背景・目的 建設界における、週休2日制の普及・実現に向けて、発注者が支援するモデル工事を試行する。</p> <p>2 週休2日制モデル工事の概要 原則、対象工事現場において、週休2日（4週8休）を確保することとする。 このうち、土日完全週休2日を取得した工事については、工事成績評定において、加点を行うこととする。</p> <p>『用語の定義』</p> <p><u>週休2日</u>：対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p><u>4週8休</u>：土・日に限定せず、工事現場を閉所し、対象期間の現場閉所日数の割合（以下、現場閉所率という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</p> <p><u>土日完全週休2日</u>：4週8休以上の水準を確保し、対象期間内の土曜日と日曜日に、工事現場を閉所し、現場作業を行わないこと。</p> <p><u>現場閉所</u>：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所の事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日に含めるものとする。</p> <p><u>対象期間</u>：工事着手日から現場完了日までの期間のうち、下記の期間を除いた期間をいう。 ・年末年始6日間、夏期休暇3日間</p>	<p>1 背景・目的 建設界における、週休2日制の普及・実現に向けて、発注者が支援するモデル工事を試行する。</p> <p>2 週休2日制モデル工事の概要 発注者指定型では原則、対象工事現場において、現場閉所による週休2日（4週8休）を確保することとする。 受注者希望型でも現場閉所を基本とするが、現場閉所が困難な場合は、交替制による週休2日も可とする。 このうち、土日完全週休2日（現場閉所）を取得した工事については、工事成績評定において、加点を行うこととする。</p> <p>『用語の定義』</p> <p><u>週休2日</u>：対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p><u>4週8休</u>：土・日に限定せず、工事現場を閉所し、対象期間の現場閉所日数の割合（以下、現場閉所率という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</p> <p><u>交替制では、対象期間内に現場に従事した技術者等の平均休日数の割合</u>（以下、休日率という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</p> <p><u>土日完全週休2日</u>：4週8休以上の水準を確保し、対象期間内の土曜日と日曜日に、工事現場を閉所し、現場作業を行わないこと。</p> <p><u>現場閉所</u>：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所の事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日に含めるものとする。</p> <p><u>対象期間</u>：工事着手日から現場完了日までの期間のうち、下記の期間を除いた期間をいう。 ・年末年始6日間、夏期休暇3日間</p>	<u>語句の追加</u>
		<u>語句の追加</u>
		<u>語句の追加</u>

<ul style="list-style-type: none"> ・工場製作のみの期間 ・工事事故等による不稼働期間 ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間 ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間 ・発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間 ・工事の全体を一時中止している期間 ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間 <p><u>工事着手日</u>：工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。</p> <p><u>現場完了日</u>：工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工場製作のみの期間 ・工事事故等による不稼働期間 ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間 ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間 ・発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間 ・工事の全体を一時中止している期間 ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間 <p><u>工事着手日</u>：工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。</p> <p><u>現場完了日</u>：工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。</p>	
<h3>3 試行対象工事</h3> <p>試行対象工事は、特記仕様書において対象工事であることを明示することとする。なお、下記(3)に該当する工事は対象としない。</p> <p>(1) 発注者指定型 発注者が選定した工事</p> <p>(2) 受注者希望型 前号を除く工事で、受注者が工事着手前に発注者に対し週休2日に取り組む旨を協議し、発注者が承諾したうえで取り組む工事</p>	<h3>3 試行対象工事</h3> <p>試行対象工事は、特記仕様書において対象工事であることを明示することとする。なお、下記(3)に該当する工事は対象としない。</p> <p>(1) 発注者指定型 (現場閉所) 発注者が選定した工事 (原則全ての工事)</p> <p>(2) 受注者希望型 (現場閉所または交替制) 前号を除く工事及び国庫負担法に基づく災害復旧工事、緊急性が高い災害復旧工事で、受注者が工事着手前に発注者に対し週休2日に取り組む旨 (現場閉所または交替制) を協議し、発注者が承諾したうえで取り組む工事 港湾・漁港工事においては、現場閉所のみとし、交替制は実施しない。</p>	<u>語句の追加</u> <u>語句の追加</u>
<p>(3) 試行対象外工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助負担法に基づく災害復旧工事、緊急性が高い災害復旧工事 ・現場施工期間が休工日を含めて7日未満の工事 <p>なお、現場施工期間が休工日を含めて7日未満の工事と想定して試行対象外工事で発注したもの、契約後に受注者から工事着手日から現場完了日までの対象期間が7日以上となる見込みであり、週休2日に取り組む旨の協議があった場合、発注者が承諾したうえで試行対象工事とすることができます。 その実施方法は受注者希望型 (現場閉所) に準ずるものとする。</p> <p>営繕工事において試行を実施する場合は、『「週休2日制モデル工事（営繕工事）」試行要領』によるものとする。</p>	<p>(3) 試行対象外工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場施工期間が休工日を含めて7日未満の工事 <p>なお、現場施工期間が休工日を含めて7日未満の工事として試行対象外工事で発注したもの、契約後に受注者から工事着手日から現場完了日までの対象期間が7日以上となる見込みであり、週休2日 (現場閉所) に取り組む旨の協議があった場合、発注者が承諾したうえで試行対象工事とすることができます。 その実施方法は受注者希望型 (現場閉所) に準ずるものとする。</p> <p>営繕工事において試行を実施する場合は、『「週休2日制モデル工事（営繕工事）」試行要領』によるものとする。</p>	<u>下線削除</u> <u>語句の追加</u>
<h3>4 試行工事の実施</h3> <h4>4. 1 発注者指定型の場合</h4> <p>【4.1.1 発注時】</p> <p>(1) 工期設定</p> <p>①作業日当たり標準作業量等による設定 施工数量を日当たり作業量で除し、それらの合計に作業不可能率1.9（舗装は2.1、港湾・漁港工事は1.8）を乗じ、準備期間及び後片付け期間（下表参考）を加えて、工期を設定する。 余裕期間制度を活用した工事では余裕期間を加える。関係機関との調整等が見込まれる場合は、その期間を加えるなど、各現場の諸条件を考慮し、工期を設定する。</p>	<h3>4 試行工事の実施</h3> <h4>4. 1 発注者指定型 (現場閉所) の場合</h4> <p>【4.1.1 発注時】</p> <p>(1) 工期設定</p> <p>①作業日当たり標準作業量等による設定 施工数量を日当たり作業量で除し、それらの合計に作業不可能率1.9（舗装は2.1、港湾・漁港工事は1.8）を乗じ、準備期間及び後片付け期間（下表参考）を加えて、工期を設定する。 余裕期間制度を活用した工事では余裕期間を加える。関係機関との調整等が見込まれる場合は、その期間を加えるなど、各現場の諸条件を考慮し、工期を設定する。</p>	<u>語句の追加</u>

準備日数	後片付日数	工種区分
3 0	2 0	砂防・地すべり等、河川維持、港湾・漁港工事（陸上工事）
4 0		河川、河川・道路構造物、海岸、道路改良
4 5		港湾・漁港工事（海上工事）
5 0		舗装（新設）、道路維持
6 0		橋梁保全、舗装（修繕）
7 0		P C 橋
8 0		共同溝等、トンネル
9 0		鋼橋架設、電線共同溝

※「建設工事における適切な工期設定等のためのガイドライン」、
 「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」、
 「漁港・漁場工事の工期の設定に関するガイドライン」より

②標準工期試算式等による設定

① によりがたい場合等は、県が定める標準工期試算式から工期を設定する。

(2) 工事費の積算

それぞれの経費を、以下のとおり補正する。

労務費	1.05 倍
機械経費（賃料）	1.04 倍
共通仮設費	1.04 倍
現場管理費	1.06 倍
市場単価	別表 1 のとおり

港湾、漁港工事については、以下のとおり補正する。

労務費	1.05 倍
機械経費（賃料）	1.04 倍
共通仮設費	1.02 倍
現場管理費	1.03 倍
市場単価	別表 2 のとおり

(3) 条件の明示

特記仕様書に「週休2日制モデル工事」であることを明示する。（以下の5記載例のとおり）

【4.1.2 契約から工事完成まで】

(1) 工事看板の設置

受注者は、現地着工時、「別図」を参考とし、「週休2日制モデル工事」である旨を記載した工事看板を設置する。

(2) 休日取得計画（実績）書の提出

準備日数	後片付日数	工種区分
3 0	2 0	砂防・地すべり等、河川維持、港湾・漁港工事（陸上工事）
4 0		河川、河川・道路構造物、海岸、道路改良
4 5		港湾・漁港工事（海上工事）
5 0		舗装（新設）、道路維持
6 0		橋梁保全、舗装（修繕）
7 0		P C 橋
8 0		共同溝等、トンネル
9 0		鋼橋架設、電線共同溝

※「建設工事における適切な工期設定等のためのガイドライン」、
 「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」、
 「漁港・漁場工事の工期の設定に関するガイドライン」より

②標準工期試算式等による設定

② によりがたい場合等は、県が定める標準工期試算式から工期を設定する。

(2) 工事費の積算

それぞれの経費を、以下のとおり補正する。

労務費	1.05 倍
機械経費（賃料）	1.04 倍
共通仮設費	1.04 倍
現場管理費	1.06 倍
市場単価	別表 1 のとおり

港湾、漁港工事については、以下のとおり補正する。

労務費	1.05 倍
機械経費（賃料）	1.04 倍
共通仮設費	1.02 倍
現場管理費	1.03 倍
市場単価	別表 2 のとおり

(3) 条件の明示

特記仕様書に「週休2日制モデル工事」であることを明示する。（以下の5記載例のとおり）

【4.1.2 契約から工事完成まで】

(1) 工事看板の設置

受注者は、現地着工時、「別図」を参考とし、「週休2日制モデル工事」である旨を記載した工事看板を設置する。

(2) 施工計画書への記載及び休日取得実績の提出

語句の修正

受注者は、施工計画書の提出にあわせて、工事着手日から現場完了日までの休日取得計画を「別紙1」に記載し、提出する。

また、工期延長等により当初の休日取得計画から大幅な変更が生じた場合には、変更施工計画書の提出にあわせて、休日取得計画を変更した「別紙1」を提出する。

受注者は、工事着手日から現場完了日までの休日取得計画と実績の確認方法を施工計画書の「その他」に記載し、提出する。

(参考) 施工計画書記載例 (別紙1は未記入でも可)

- ・本工事においては工事着手日から現場完了日までの対象期間のうち、毎週土、日曜日を現場閉所日とし、土日完全週休2日を達成できるよう休日を取得する。
なお、なお、工事着手日は○月●日、現場完了日は○月●日を予定している。
- ・休日取得実績の確認は「別紙1」休日等取得実績書により行う。

下線削除
語句の追加

なお、現場完成月については当月分の実績確定後、速やかに、休日取得実績を提出する。

受注者は、休日取得実績を提出する際、作業日報あるいは現場の休工を証明する記録簿等を監督員に提示する。

監督員は現場完成月以外でも必要に応じて休日取得実績の提出を求め、実施状況を確認することができる。

なお、現場完成月については当月分の実績確定後、速やかに、「別紙1」休日等取得実績書を提出する。

受注者は、休日等取得実績書を提出する際、作業日報あるいは現場の休工を証明する記録簿等を監督員に提示する。

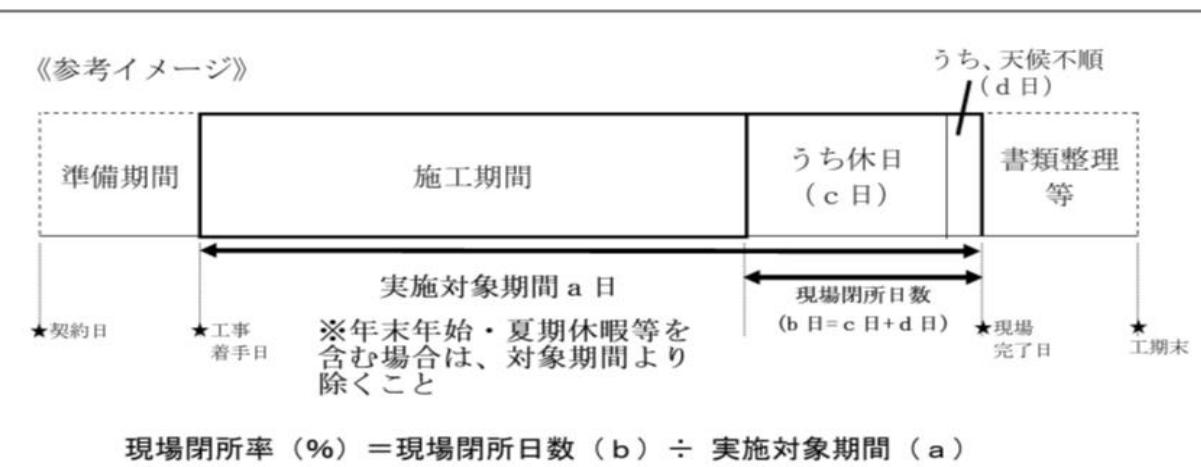
監督員は現場完成月以外でも必要に応じて休日等取得実績書の提出を求め、実施状況を確認することができる。

(3) 「現場閉所率」及び「土日完全週休2日」の確認方法

監督員は、休日取得実績に基づき、「現場閉所率」及び「土日完全週休2日」それぞれの実績を確認する。

(3) 「現場閉所率」及び「土日完全週休2日」の確認方法

監督員は、休日取得実績に基づき、「現場閉所率」及び「土日完全週休2日」それぞれの実績を確認する。



(4) 精算変更

4週8休（現場閉所率28.5%以上）が達成されなかった場合、監督員は、補正分を減額変更する。

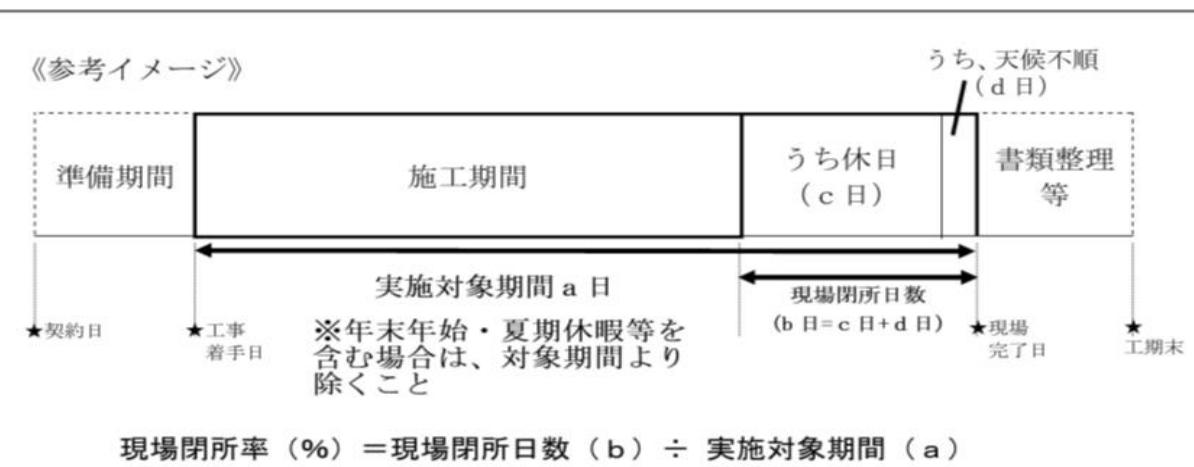
【4.1.3 工事完成後】

工事成績評定

◎土日完全週休2日を達成した場合

達成率が100%の場合、第2次評定者は、社会性で5点を加算する。

●4週8休を達成できなかった場合でも



(4) 精算変更

4週8休（現場閉所率28.5%以上）が達成されなかった場合、監督員は、補正分を減額変更する。

【4.1.3 工事完成後】

工事成績評定

◎土日完全週休2日を達成した場合

達成率が100%の場合、第2次評定者は、社会性で5点を加算する。

●4週8休を達成できなかった場合でも

<p>減点しない。</p> <p>4. 2 受注者希望型の場合</p> <p>【4.2.1 契約から工事完成まで】</p> <p>(1) 試行の実施 受注者は、試行工事の実施を希望する場合、現場代理人届等の提出時、工事打合せ簿により協議を行う。発注者が、試行の実施を承諾した場合、試行の対象工事となる。 ただし、工期の変更はしない。(増工等による工期延長は通常どおり)</p> <p>(2) 工事看板の設置 発注者指定型と同様 (4. 1 を参照)</p> <p>(3) 休日取得計画（実績）書の提出 発注者指定型と同様 (4. 1 を参照)</p> <p>(4) 「現場閉所率」及び「完全週休2日」の確認方法 発注者指定型と同様 (4. 1 を参照)</p> <p>(5) 精算変更 4週8休が達成された場合、以下の補正係数を乗じて設計変更を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4週8休の現場閉所が達成できた場合 <table border="0"> <tr> <td>労務費</td> <td>1.05 倍</td> </tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td> <td>1.04 倍</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>1.04 倍</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>1.06 倍</td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td>別表1のとおり</td> </tr> </table> ・ 港湾、漁港工事については、4週8休の現場閉所が達成できた場合、以下のとおり増額変更を行う。 <table border="0"> <tr> <td>労務費</td> <td>1.05 倍</td> </tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td> <td>1.04 倍</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>1.02 倍</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>1.03 倍</td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td>別表2のとおり</td> </tr> </table> <p>【4.2.2 工事完成後】 工事成績評定 発注者指定型と同様 (4. 1 を参照)</p> <p>4. 3 受注者希望型（交替制）の場合</p> <p>【4.3.1 契約から工事完成まで】</p> <p>(1) 試行の実施 受注者は、試行工事の実施を希望する場合、現場代理人届等の提出時、工事打合せ簿に</p>	労務費	1.05 倍	機械経費（賃料）	1.04 倍	共通仮設費	1.04 倍	現場管理費	1.06 倍	市場単価	別表1のとおり	労務費	1.05 倍	機械経費（賃料）	1.04 倍	共通仮設費	1.02 倍	現場管理費	1.03 倍	市場単価	別表2のとおり	<p><u>語句の追加</u></p>
労務費	1.05 倍																				
機械経費（賃料）	1.04 倍																				
共通仮設費	1.04 倍																				
現場管理費	1.06 倍																				
市場単価	別表1のとおり																				
労務費	1.05 倍																				
機械経費（賃料）	1.04 倍																				
共通仮設費	1.02 倍																				
現場管理費	1.03 倍																				
市場単価	別表2のとおり																				

より協議を行う。発注者が、試行の実施を承諾した場合、試行の対象工事となる。
ただし、工期の変更はしない。(増工等による工期延長は通常どおり)

(2) 工事看板の設置
発注者指定型と同様（4. 1 を参照）

(3) 施工計画書への記載及び休日取得実績の提出
受注者は、工事着手日から現場完了日までの作業員等の休日取得計画と実績の確認方法を施工計画書の「その他」に記載し、提出する。

(参考) 施工計画書記載例（別紙2は未記入でも可）

- ・本工事においては工事着手日から現場完了日までの対象期間のうち、現場に従事する技術者及び技能労働者が週休2日を達成できるよう、交替しながら休日を取得する。
なお、工事着手日は○月●日、現場完了日は○月●日を予定している。
- ・休日取得実績の確認は「別紙2」休日等取得実績書により行う。
- ・現場代理人が休日を取得する場合は、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障をきたさない体制及び発注者との連絡体制を確保する。

なお、現場完成月については当月分の実績確定後、速やかに、「別紙2」休日等取得実績書を提出する。

受注者は、休日等取得実績書を提出する際、技術者等の休日取得を証明する記録簿等を監督員に提示する。

監督員は現場完成月以外でも必要に応じて技術者等の休日等取得実績書の提出を求め、実施状況を確認することができる。

(4) 「休日率」の確認方法

監督員は、休日取得実績に基づき、「休日率」の実績を確認する。

【対象者】

- ・施工体制台帳上の元請け・下請けの技術者等のうち、当該現場での勤務期間が連續7日間以上（休日を含む）の者を対象とする。

【休日率の算出】

- ・休日率は、以下の算出式による。

$$\text{休日率} (\%) = (\text{技術者等の休日日数} \div \text{対象期間}) \div \text{技術者等の人数}$$

休日率は、対象者の休日日数の割合を平均化した数値とする。

- ・休日日数の割合は、対象者ごとの「当該工事における休日日数÷対象期間」により算出する。

・対象期間は工事着手日から現場完了日までの期間で技術者等の従事期間とする。その他、対象期間の扱いについては『用語の定義』を参照。

- ・当該現場での連續7日間以上（休日を含む）の勤務期間が複数存在する対象者は、それぞれの期間で休日日数の割合を算出する。

(5) 精算変更

4週8休が達成された場合、以下の補正係数を乗じて設計変更を行う。

- ・4週8休が達成できた場合
労務費 1.05 倍
現場管理費 1.03 倍

【4.3.2 工事完成後】

工事成績評定

○4週8休を達成した場合でも
加点しない。

●4週8休を達成できなかった場合でも
減点しない。

5 特記仕様書への記載例

- (1) 発注者指定型の場合、特記仕様書には、次のとおり記載する。

第〇〇条 週休2日制モデル工事（発注者指定型）

- 1 本工事は、週休2日制の普及・実現に向けたモデル工事であり、週休2日に取り組むこととする。
- 2 モデル工事の実施にあたっては、「週休2日制モデル工事」試行要領（令和5年8月 富山県土木部）に基づくものとする。

- (2) 受注者希望型の場合、特記仕様書には、次のとおり記載する。

第〇〇条 週休2日制モデル工事（受注者希望型）

- 1 本工事は、週休2日制の普及・実現に向けたモデル工事であり、受注者が週休2日に取り組むことを希望する場合、試行することができる。
- 2 モデル工事の実施にあたっては、「週休2日制モデル工事」試行要領（令和5年8月 富山県土木部）に基づくものとする。

- (3) 当初の現場施工期間が休工日を含めて7日未満であることを理由に試行対象外工事とした場合、特記仕様書には、次のとおり記載する。

第〇〇条 週休2日制モデル工事（試行対象外）

- 1 本工事は、現場施工期間が休工日を含めて7日未満の想定であることから、週休2日制モデル工事の試行対象外としているが、契約後に受注者から工事着手日から現場完了日までの対象期間が7日以上となる見込みであり、週休2日に取り組むことを希望する旨の協議があった場合、発注者が承諾したうえで試行対象とすることができる。
- 2 モデル工事の実施にあたっては、「週休2日制モデル工事」試行要領（令和5年8月 富山県土木部）に基づくものとする。

5 特記仕様書への記載例

- (1) 発注者指定型の場合、特記仕様書には、次のとおり記載する。

第〇〇条 週休2日制モデル工事（発注者指定型（現場閉所））

- 1 本工事は、週休2日制の普及・実現に向けたモデル工事であり、週休2日（現場閉所）に取り組むこととする。
- 2 モデル工事の実施にあたっては、「週休2日制モデル工事」試行要領（令和5年11月 富山県土木部）に基づくものとする。

- (2) 受注者希望型の場合、特記仕様書には、次のとおり記載する。

第〇〇条 週休2日制モデル工事（受注者希望型（現場閉所または交替制））

- 1 本工事は、週休2日制の普及・実現に向けたモデル工事であり、受注者が週休2日（現場閉所または交替制）に取り組むことを希望する場合、試行することができる。
- 2 モデル工事の実施にあたっては、「週休2日制モデル工事」試行要領（令和5年11月 富山県土木部）に基づくものとする。

- (3) 当初の現場施工期間が休工日を含めて7日未満であることを理由に試行対象外工事とした場合、特記仕様書には、次のとおり記載する。

第〇〇条 週休2日制モデル工事（試行対象外）

- 1 本工事は、現場施工期間が休工日を含めて7日未満の想定であることから、週休2日制モデル工事の試行対象外としているが、契約後に受注者から工事着手日から現場完了日までの対象期間が7日以上となる見込みであり、週休2日に取り組むことを希望する旨の協議があった場合、発注者が承諾したうえで試行対象（現場閉所）とすることができます。
- 2 モデル工事の実施にあたっては、「週休2日制モデル工事」試行要領（令和5年11月 富山県土木部）に基づくものとする。

語句の追加

語句の追加

語句の修正

語句の追加

語句の追加

語句の修正

語句の修正

6 試行工事における留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示等は行わない。
- (2) 工事施工中の現場条件の変更等による工期延長は、従来どおりの取扱いとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 15 日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 8 月 15 日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 8 月 15 日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 8 月 15 日以降に作成する設計書から適用する。

6 試行工事における留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示等は行わない。
- (2) 工事施工中の現場条件の変更等による工期延長は、従来どおりの取扱いとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 15 日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 8 月 15 日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 8 月 15 日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 8 月 15 日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 11 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。

附則の追記

別表1

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（土木工事）

名称	区分	補正係数
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付栓工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	設置	1.05
	撤去	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01

別表1

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（土木工事）

名称	区分	補正係数
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付栓工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	設置	1.05
	撤去	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01

別表2

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（港湾、漁港工事）

名称	補正係数
底面工	1.04
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.01
支保工	1.05
足場工	1.03
鉄筋工	1.05
吊鉄筋工	1.05
型枠工	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.05
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05
止水板工	1.05
上蓋工	1.05
伸縮目地工	1.03
係船柱取付	1.05
防舷材取付	1.05
車止・縁金物取付	1.05
係船柱撤去	1.05
防舷材撤去	1.05
車止撤去	1.05
電気防食取付	1.05
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
ペトロラタム被覆	1.05
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.05
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05
かき落とし工	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	1.03
灯浮標設置・撤去	1.04
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり、水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05
異形ブロック製作 型枠工	1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05
異形ブロック製作 給熱養生	1.04

別表2

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（港湾、漁港工事）

名称	補正係数
底面工	1.04
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.01
支保工	1.05
足場工	1.03
鉄筋工	1.05
吊鉄筋工	1.05
型枠工	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.05
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05
止水板工	1.05
上蓋工	1.05
伸縮目地工	1.03
係船柱取付	1.05
防舷材取付	1.05
車止・縁金物取付	1.05
係船柱撤去	1.05
防舷材撤去	1.05
車止撤去	1.05
電気防食取付	1.05
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
ペトロラタム被覆	1.05
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.05
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05
かき落とし工	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	1.03
灯浮標設置・撤去	1.04
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり、水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05
異形ブロック製作 型枠工	1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05
異形ブロック製作 給熱養生	1.04

別 図



別 図



必要に応じて、「週休2日制モデル工事（現場閉所）」もしくは「週休2日制モデル工事（交替制）」と記載しても可能

語句の追加

【別紙2】休日等取扱高細表		算出期間 2024年1月1日～2024年1月31日		算出期間 2024年1月1日～2024年1月31日	
二箇月	三箇月	二箇月	三箇月	二箇月	三箇月
2024年 3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
2025年 1月					
2月					
3月					

このカレンダー表は使用しなくても構いません。
(その場合、左下の休日率の算定に必要な技術者等毎の対象日数、休日日数が分かる資料を添付すること)

様式の追加